

一般社団法人 日本溶接協会
圧力設備サステナブル保安部会 規格原案作成委員会規則

2023 年 11 月 17 日制定

2025 年 5 月 27 日改定 4

(目的)

第 1 条 規格原案作成委員会(以下、「委員会」という。)は、民間規格等作成機関として、次条の業務を通じ、「高圧ガス保安法」等の圧力設備に関する技術規格基準類に引用される民間技術規格基準類を作成することで、持続可能な当該設備の保安及び公衆の安全並びに操業の一層の国際競争力強化に資することを目的とする。

(委員会の役割)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため次の各号の業務を行う。

- 一 委員会の運営に関する事項の決定
- 二 委員会の事業計画の策定及び事業報告
- 三 委員会の事業計画に基づく予算策定及び決算報告
- 四 既存の国内外技術規格基準(以下、母体規格)を基にした高圧ガス保安法の元で経済産業大臣に許可された特定認定高度保安実施者用または特定認定事業者用の保安検査基準(以下、「保安検査基準」という。)及び関連する自主基準類の策定
- 五 保安検査基準及び関連する自主基準類に引用指定される母体規格に対して、高圧ガス保安法上必要となる追補事項(以下、「母体規格追補事項」という。)の策定
- 六 策定した保安検査基準及び関連する自主基準類に対する解釈・問い合わせへの対応
- 七 母体規格の改正に合わせた保安検査基準及び母体規格追補事項及び関連する自主基準類の見直し改正検討
- 八 事例共有委員会から提示された提言の保安検査基準及び関連する自主基準類への反映検討
- 九 新規技術規格の策定

(委員の委嘱)

第 3 条 委員は、全て部会の議決により決定され、部会長から委嘱される。ただし、委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

2. 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、

前任者の任期の残存期間とする。

3. 委員は委嘱時点で 70 歳以下の者とする。
4. 委員の選定カテゴリについては、表 1 に定める。
5. 委員は表 1 に定めるカテゴリから構成され、各カテゴリに所属する委員数は、各々のカテゴリにおいて最大でも全委員数の 1/3 を超えてはならないものとする。ただし、委員会の下に設置される WG には、この制限を適用しない。また、必要に応じて部会顧問を招集することもできる。
6. 上記に関わらず委員の選任にあたっては、当該カテゴリの専門知識において広く認められた学識経験者または技術者を第一とし、特定の利害を持つ個人または集団等が支配的とならないように配慮しなければならない。またいかなる団体への帰属も前提としない。

（委員の辞任等）

- 第 4 条 委員は、任期中に部会長へ自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。
2. 委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、委員会からの意見を踏まえ、部会長はその職を解くことができる。
 3. 委員会が前項の意見を部会長に伝えるためには、委員の数の過半数が賛成する決議を要する。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。
 4. 委員、自らが審議対象となる場合には、前項の決議のための採決に加わることはできない。

（委員の責務）

- 第 5 条 委員は、附属書 1 に定める委員倫理を順守するとともに、第 2 条の業務を遂行するため、専門的知識を委員個人として委員会の活動に提供しなければならない。

（委員の代理者）

- 第 6 条 委員は、委員会を欠席する場合、同一業種の者を委員の代理者として指名することができる。なお、委員の代理者が委員会に出席する場合は、委員長の承認を必要とする。
2. 委員会の代理者は、前条の委員の責務を負うことに同意しなければならない。

（アドバイザー(説明者含む)）

- 第 7 条 委員会は、特定の規格の審議を行うに当たり、委員以外の者であっても必要とされる専門知識を有する者をアドバイザーとして、召喚することができる。
2. 委員は、召喚するアドバイザーを事務局に提示する。

3. 事務局は、委員会開始までに委員長の承認を得る。

(オブザーバ)

第8条 委員会の規格審議は原則として公開とする。委員以外の者であっても次の条件を全て満たす限りオブザーバとして審議への参加が認められなければならない。

2. 日本溶接協会の会員であること。
3. 現地参加であること。尚、圧力設備サステナブル保安部会の会員はこの限りではない。
4. 委員会開催の3日前までに事務局に届け出ており、委員会開催までに委員長の承認を得ていること。尚、事務局はオブザーバ参加を申し出た者に参加可否について事前に連絡し、確認する。

(委員会の委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長の任期は、委員の任期に従う。また、連続した再選は二期までとする。

2. 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選により定める。
3. 委員長は、委員会を代表して会務を総括し、また委員会を招集し、その議長になる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときは、その職務を代理する。
5. 委員長は、委員任期終了後も、次の委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行う。
6. 委員長及び副委員長は年に一度、各委員の参加状況及び所属カテゴリを確認し部会に報告するとともに、必要に応じて委員の交代又は追加等を部会に提言する。
7. 委員長は副委員長および事務局担当と協議し委員会の開催日時および議題を設定する。
8. 委員長が議事に対して発言をする場合は、一時的に議長の任を解かれ副委員長が議事の進行等の職務を行うものとする。副委員長が議事に対して発言をする場合は、一時的に副委員長の任を解かれ委員長が議事進行などの職務を行うものとする。

(技術規格基準作成対象と要件)

第10条 委員会にて制定する技術規格基準類は、委員会規則の附属書2に定める技術規格基準に対し説明責任が果たせると認められる技術基準類とする。

(委員会の議事進行及び議決)

第11条 委員会の定足数は過半数の参加とする。

2. 下記の議題については全委員の過半数の議決を必要とする。
これら以外の議題については、参加委員の過半数の賛同を必要とする。
 - 手続き、範囲、職務を含めた委員会の下での WG の形成
 - 委員会の下での WG の解散
 - 規格審査の完了（議事録含む）
3. 各委員の議決権はそれぞれ 1 とする。

（委員会の審査手順）

第 12 条 委員会の審議手順は以下の通り。

- (1) 委員会の議事案件は委員会の 15 日前までに事務局に提出する。
- (2) 事務局は賛否及びコメント記載用の所定の様式と合わせて委員会の 14 日前までに各委員に配布する。
- (3) 各委員は所定の様式に賛否及びコメントの有無を記載して委員会の 7 日前までに事務局に提出する。
- (4) 事務局は提出された賛否及びコメントを纏め委員会の 6 日前までに WG に配布する。
- (5) WG は所定の様式に回答を記載して委員会の 3 日前までに事務局に提出する。
- (6) 事務局は WG にて作成された回答を委員会の 2 日前までに各委員に配布する。
- (7) 上記で収集された賛否及びコメントおよびその回答は委員会にて審議されるものとする。WG メンバーは記載した回答の補足説明のため、委員会への参加を可とする。
- (8) 審議においては、委員長及び副委員長は委員の合意が成立するように議事進行に努めなければならない。
- (9) 審議は委員のコンセンサスが得られた時点で完了とする。ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた上で、委員の議決による承認が得られ時点を言う。

（委員会の公開）

第 13 条 委員会は原則公開とする。ただし人事に関する事案等で委員長が議案の内容を勘案して公開することが妥当でないと判断する場合は、非公開とすることができる。

2. 委員会の開催に関して開催日時及び場所に加え、オブザーバとしての参加申請の手続き及び連絡先を公衆が容易に知りうる方法で 15 日以上前に公表しなければならない。
3. 会議において委員(委員の代理者を含む)以外の者(アドバイザー及びオブザーバ)から意見を述べたいとの申し出があり、委員長が委員会の運営に支障がないと

判断した場合は、これを認めることができる。

(議事録等)

第14条 委員会は、会議を開催した場合は、次の会議において議事録を承認しなければならない。

2. 前項の承認は、第11条の決議を要する。
3. 事務局は、委員会が承認した議事録及び該当委員会の資料を公衆が出来るだけ容易に利用できる形式で公開しなければならない。ただし、委員長の判断により公開することが適当でないとされた場合はこの限りではない。
4. 事務局は、議事録について委員会に出席した委員(委員代理者を含む)全員が書面で確認・取り纏めることにより、次の会議に先立ち、前項に準じて議事録を公開することができる。
5. 事務局は、委員会での発言を Teams 等にて録音および文字起こしを実施する。文字起こしについては、精査などは行わず、委員の承認も不要とする。
6. 事務局は、録音+文字起こしをすべての委員が確認できるよう、新資料配布システムに保管する。
7. 事務局は、議事録(審議に使用した資料含む)および録音+文字起こしの電子データを永久保存する。

(事務局業務)

第15条 事務局は一般社団法人日本溶接協会のスタッフから選任され、設備技術規格評価委員会の事務局を兼任することはできない。事務局の職務は次の通りとする。

- (1) 委員会の名簿の維持
- (2) 各種事務の遂行、会議案内通知の作成及び会議手配、出欠管理、会議議題、議事録、投票及び投票記録の管理作成及び配布
- (3) 委員会の議事進行が規定に従いコンセンサスを得られて進められているかの判断確認
- (4) 経済産業省等、関係官庁との規格作成にかかる調整業務
- (5) 規格委員会が行うパブリックコメントに対する事務対応
- (6) その他必要な委員会管理関連業務

(パブリックコメント)

第16条 委員会で作成する規格のパブリックコメントは、一般社団法人日本溶接協会特別委員会に属する規格委員会が行う。なお、パブリックコメントの実施方法は、日本溶接協会規格作成基準および日本溶接協会規格作成基準の附属書 E に従う。

(規格の改正)

第17条 委員会で作成した規格は規格制定から5年以内に改正をされなければならない。
これを超えた場合はその時点で廃止とする。

(規格の問い合わせ等)

第18条 規格運用後の解釈対応、委員会審査手続きに対する不服申し立てについては、一般社団法人日本溶接協会業務部が窓口となる。対応方法は別途定める要領による。

(会計)

第19条 会計処理は、一般社団法人日本溶接協会が実施する。

(業務の委託及び受託)

第20条 委員会は第1条の目的を達成するため、一般社団法人日本溶接協会が他の関係機関にその業務の一部を委託、また、他の関係機関からの業務を受託することができる。

(事業年度)

第21条 委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(その他規定されていない事項)

第22条 この規則の変更又はこの規則に定められていない事項については、委員会の議決を経て定める。

附則1 (令和5年11月17日)

1. 本規則の改廃は、部会幹事会で調整し部会総会の議決を経て承認される。
2. 本規約は制定日から発行する。
3. 委員会の事業年度は、初年度においては委員会発足時より翌年の3月31日までとする。
4. 委員の任期は、初年度においては委員会発足時より令和6年3月31日までとする。

表1 委員の選定カテゴリ

カテゴリ 表示名	属性	選定
AP	A 認定事業者	◎
AC	学識者	◎
IN	検査会社等	◎
PR	圧力設備設計/製作会社等	◎
EN	エンジニアリング会社等	◎
CR	保険会社、試験/認証会社 又は第三者安全性審査会社等	○
OT	その他	○

記号：

◎：任命は必須

○：任命は任意

附属書 1 委員等倫理心得

委員会における規格の審議に関わる全ての者（オブザーバー含む）（以下、委員等という）は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 競争法の遵守

委員等は、一般社団法人 日本溶接協会 競争コンプライアンス規程を遵守しなければならない。

2. 専門性の確保

委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて規格の制定に貢献するとともに、専門分野の技術分野の技術力向上に絶えず務めなければならない。

3. 中立性の保持

- 1) 委員等は、公共の安全確保を最優先に考えなければならない。
- 2) 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係性の利害関係者の相反の回避に努めなければならない。

4. 秘密保持義務等

- 1) 委員等又は委員等にあった者は、規格の制定に関して知得した、個人情報・企業情報等の秘密を漏らしたり、盗用したりしてはならない。又、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。
- 2) 委員等は、委員会の承認なしに委員会の名称を使い、委員会の意見を公表してはならない

5. 品位の保持

委員等は、強い責任をもって、委員会の名誉を汚す行為を慎まなければならない。

附属書 2 審査申請する規格基準類の要件

委員会規則第 5 条の一項で定める委員会で作成する規格基準類は、次の要件基準又はそれ以上の基準により審査制定されたものでなければならない。

1. 公開性

当該規格に関連する各分野からの参加と委員への任命条件に何らかの制限がないこと。即ち、その規格の制定審議をする委員の任命にあたっては、過度な財政的障壁(国内外の一般的な学協会会合の参加費程度は除く)を設けていないこと、また何らかの組織団体への所属を前提としていないこと。

2. 優越性の排除

当該の規格に関連する各分野の審議委員が特定の分野に偏っておらず、また特定の利害を持つ個人または集団等が支配的とならないように配慮した規格制定審議手順が定められていること。ここにおいて支配とは、抜きんでた権限、上位の立場としての威力、影響力を持つ立場、もしくはその行使によって、他の見解に対する公明正大な検討を排除することを意味する。

3. 当該規格の制改正に関与する委員のバランス

当該の規格の制改正に関与する委員の分野とは、少なくとも次の三つの分野を指し、特定の分野の委員が 1/3 を超えていないこと。

- 1) 生産者（関連する製品の生産者またはサービスの提供者）
- 2) 消費者（製品又はサービスのユーザー）
- 3) 中立者（一般的な利害関係者）

4. 関連規格との調和

規格としての体系性が考慮されていること。即ち関連する規格との連続性、連携性、調和性のあるものであること。

5. ハブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施した規格であること。ここにおいてパブリックコメントとは、インターネット上のホームページ等によりパブリックコメントが広く一般に告知され、関連する個人または団体が意見を制限なく提出でき、それに対する回答も公示されて

いる状態を指す。

6. コンセンサスに対するエビデンス

規格策定プロセスにおいて、コンセンサスが得られた状態となるまでの審議手順について明確化されており、またその過程が正しく進められたことについて、議事録などでエビデンスが確認できるものであること。

ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた時点を言う。

7. 不服の申し立て

規格の策定プロセスにおいて、倫理に反する行為、作為または不作為等の手続上の問題に対する異議があった場合は、その異議の申し立てを受け付け、第三者が公正に審議できる体制を整えていること。

8. 規格の解釈対応責任

規格の運用後の解釈問い合わせの方法が明示され、その解釈に対する回答が公開されていること。

9. 規格の維持管理責任

規格の改正見直しが少なくとも 5 年に一度実施され、今後もその改正見直しが継続できる体制が確認できること。